新たな外国人材受入れ制度について

昨年12月に改正入管法が成立し、2019年4月1日より施行されました。
改正法では、深刻な人手不足に対応するため、新たな在留資格「特定技能」が設けられました。本稿では、今、大きく注目を集める本制度の概要についてご説明します。
詳しい内容は、下記のURLかQRコードから、法務省のホームページをご覧ください。
【URL】http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01_00127.html

★在留資格「特定技能」とは

特定技能は「特定技能1号」「特定技能2号」の2種類に分かれ、受入れの条件も異なっている。

「特定技能1号」は、受入れ分野で即戦力として活動するために必要な知識または経験を有することとされ、技能実習2号または3号からの移行か、技能及び日本語能力の試験に合格することで取得できる。滞在期間は最長5年（技能実習の期間は含めない）とされ、家族の帯同は認められない。求められる日本語能力のレベルは日常会話程度であり、技能実習2号からの移行の場合は技能及び日本語能力の試験が免除される。

「特定技能2号」では、その受入れ分野で熟練した技能を有することとされ、所管の行政庁が実施（2021年度開始予定）する試験に合格することで取得できる。滞在期間は無制限とされ、家族の帯同も認められる。

なお、受入れに際して後述の「受入れ機関」または「登録支援機関」が実施する、外国人に対する生活支援が必要となるのは「特定技能1号」のみとされている。

★受入れ対象分野

生産性向上や国内人材確保のための取組みを行っても、人材を確保することが困難な状況にあるため、外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野とされている。

具体的には、「特定技能1号」が左図の14業種であり、その中の2業種「建設業」「造船・舶用工業」が「特定技能2号」の受入れ業種となっている。

なお、これらの対象業種に関して、人手不足が解消された場合等には、その産業を所管する省庁の大臣が必要に応じて受入れ停止などの措置を取ることとなっている。

受入れ対象14業種

介護	自動車整備業
ビルクリーニング	航空業
素形材産業	宿泊業
産業機械製造業	農業
電気・電子情報関連産業	漁業
建設業	飲食料品製造業
造船・舶用工業	外食業

★受入れ機関（特定技能所属機関）について

受入れ機関とは、「特定技能」の在留資格を持った外国人を、労働者として受け入れる企業のこと。受入れ機関には、外国人に対し、職業生活上または社会生活上の支援を実施することが求められている。

《支援内容の例》

- 出入国時の空港等への送迎
- 入国前の生活ガイダンスの提供
- 外国人の住宅の確保
- 在留中の生活オリエンテーションの実施（銀行口座開設・携帯電話契約支援など）
- 生活のための日本語習得の支援
- 外国人からの相談・苦情への対応
- 各種行政手続などについての情報提供と支援
- 外国人と日本人との交流の促進に係る支援
- 非自発的離職時の転職支援等

なお、受入れ機関単独で支援体制が整えられなくても、後述の「登録支援機関」と支援委託契約を結ぶことで、外国人を支援する体制が確立したのと同等の取扱いを受けることが出来る。

★受入れについての基準

受入れ機関が特定技能外国人を雇用するためには、次の基準に適合することが求められる。

①雇用契約の基準

- 報酬が同一の業務に従事する日本人と同等以上であり、所定労働時間も同等であること
- 外国人が一時帰国を希望した場合には必要な休暇を取らせること
- 雇用契約満了後、外国人が出国する際に必要な支援措置がなされていること 等

②受入れ機関に関する基準

- 労働関係・社会保険関係の法令を遵守していること
- 外国人に従事させる予定の業務に、同様に従事する労働者を非自発的に解雇していないこと
- 受入れ機関の責めに帰す理由により外国人の行方不明者を発生させていないこと
- 受入れ機関やその役員が、欠格事由（前科・暴力団関係等）に該当しないこと
- 5年以内に出入国・労働関係法令に関し不正または著しく不当な行為をしていないこと
- 保証金の徴収や違約金の支払契約など、悪質な仲介業者の介在がないこと
- 外国人の生活支援に係る費用を、外国人に負担させないこと 等

③支援体制に関する基準（登録支援機関への委託が可、1号のみ）

- 過去2年間において中長期在留者の受入れを適正に行った実績または支援責任者・担当者が中長期在留者の生活相談等に従事した経験を有すること
- 支援責任者・担当者が外国人に対する支援を中立な立場で行える者であること
- 支援責任者・担当者が欠格事由に該当しないこと 等

★登録支援機関

登録支援機関は、受入れ機関からの委託を受けて、「特定技能1号」の外国人に対する生活上の支援業務（前ページ「受入れ機関について」の《支援内容の例》を参照）を行うことができる。

登録支援機関になるためには、4月1日に新設される出入国在留管理庁への登録（登録期間5年の更新制）が必要となる。登録支援機関には、受入れ機関が単独で外国人の生活を支援する際と、同等の支援体制が求められる。

従来の技能実習（団体監理型）と特定技能（1号）の違い

	技能実習（団体監理型）	特定技能（1号）
関係法令	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律／出入国管理及び難民認定法	出入国管理及び難民認定法
在留資格	在留資格「技能実習」	在留資格「特定技能」
在留期間	技能実習１号：１年以内、技能実習２号：２年以内、技能実習３号：２年以内（合計で最長５年）	通算5年
外国人の技能水準	なし	相当程度の知識又は経験が必要
入国時の試験	なし（介護職種のみ入国時N4レベルの日本語能力要件あり）	技能水準、日本語能力水準を試験等で確認（技能実習２号を良好に修了した者は試験等免除）
送出機関	外国政府の推薦又は認定を受けた機関	なし
監理団体	あり（非営利の事業協同組合等が実習実施者への監査その他の監理事業を行う。主務大臣による許可制）	なし
支援機関	なし	あり（個人又は団体が受入れ機関からの委託を受けて特定技能外国人に住居の確保その他の支援を行う。出入国在留管理庁による登録制）
外国人と受入れ機関のマッチング	通常監理団体と送出機関を通して行われる	受入れ機関が直接海外で採用活動を行い又は国内外のあっせん機関等を通じて採用することが可能
受入れ機関の人数枠	常勤職員の総数に応じた人数枠あり	人数枠なし（介護分野、建設分野を除く）
活動内容	技能実習計画に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動（1号） 技能実習計画に基づいて技能等を要する業務に従事する活動（2号、3号）（非専門的・技術的分野）	相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動（専門的・技術的分野）
転籍・転職	原則不可。ただし、実習実施者の倒産等やむを得ない場合や、2号から3号への移行時は転籍可能	同一の業務区分内又は試験によりその技能水準の共通性が確認されている業務区分間において転職可能

※法務省公開資料より抜粋